

地方独立行政法人北海道立総合研究機構における個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年5月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(漏えい等の事態の報告)

第2条 本部、研究本部及び試験場（研究本部にある試験場を除く）は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項を理事長に報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生した保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等が発生した保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害の有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 個人情報ファイル簿は、経営管理部等に備え置くものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、理事長が定める。

(個人情報取扱事務登録簿)

第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報の経常的な提供先
 - (2) 個人情報の処理形態
 - (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無
- 3 登録簿は、経営管理部等に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、理事長が定める。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第6条 理事長は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、速やかにその旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

第12条 理事長は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本

人の代理人であること。以下この条において同じ。)を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を道総研が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録(道総研が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(自己に関する保有個人情報の閲覧等)

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(電磁的記録を理事長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 理事長は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)

第15条 理事長は、開示請求者の住所が開示保有個人情報(開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。)を保管している事務所の所在地(以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。)を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人

情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の理事長が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、理事長が定める。

(開示請求に係る手数料及び写しの交付に要する費用の納付)

第17条 法第89条第7項及び第8項により条例で定める手数料の額を参酌して道総研が定める手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、理事長は、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該負担すべき費用の額を免除することができる。

3 前項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第18条 次に掲げる者については、前条第2項ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 前条第1項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写の交付費用免除申請書を理事長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第19条 政令第28条第5項の地方独立行政法人の定める方法は、現金（現金代用証券にあっては、原則として郵便為替（普通為替））又は請求書兼振込依頼書による納付とするものとし、前納しなければならない。

（保有個人情報訂正請求書）

第20条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第21条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書）

第22条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書）

第23条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正請求事案移送通知書）

第24条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第25条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第26条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第27条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書）

第28条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書）

第29条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例

延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第30条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第31条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み)

第32条 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第33条 法第119条第3項及び第9項により実費を勘案し、条例で定める手数料の額を参酌して道総研が定める手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項及び第9項により実費を勘案し、条例で定める手数料の額を参酌して法人が定める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円

3 前2項の手数料は、現金(現金代用証券にあつては、原則として郵便為替(普通為替))又は請求書兼振込依頼書による納付とするものとし、前納しなければならない

附 則

この規則は、令和5年5月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。